

# 定期監査結果報告書

- 1 監査の期日 平成18年1月31日（火）
- 2 監査の対象 福祉部（地域福祉課、高年・障害福祉課、児童福祉課、人権推進課）

## 3 監査の方針

今回の監査は、地方自治法第199条第4項の規定に基づき、平成17年4月1日から平成17年11月30日までの間における福祉部の予算執行状況、使用料等の収納事務、支出負担行為、委託契約、前渡資金取扱状況、補助金交付等の財務管理をはじめ、施設、備品等の財産管理について、関係する法令等に従い、適正かつ効率的に執行されているかを主眼として実施した。

## 4 監査の要領

監査にあたっては、あらかじめ福祉部より関係資料の提出を求めるとともに、担当職員から説明を聴取した。

## 5 監査の結果

平成17年11月30日現在における歳入歳出予算の執行状況等について、関係資料に基づき説明を聴取し、内容を審査したところ、おおむね良好に処理され、適正に執行されていると認められた。

地域福祉課では社会福祉事務、民生委員・児童委員活動、各種団体助成、高齢化対策福祉基金積立、福祉のまちづくり事務、生活保護事務、生活保護援助、生活保護援護、災害見舞金支給、災害援護福祉資金融資利子補給等、高年・障害福祉課では身体障害者更生援護、知的障害者施設運営、障害者地域生活援護、心身障害者（児）住宅改造助成、在宅福祉、特別障害者手当等給付、重度心身障害者（児）介護手当給付、精神障害者居宅生活支援、障害者福祉金給付、支援費給付事務、施設訓練等支援、居宅生活支援、高齢者福祉事務、在宅福祉、高齢者生きがい対策、在宅高齢者介護手当給付、高齢者住宅整備推進、生活支援ハウス運営、高齢者施設措置、高齢者福祉センター運営管理等、児童福祉課では児童福祉事務、児童健全育成、児童福祉施設措置、児童手当給付、児童扶養手当給付、母子福祉、公立保育所運営管理、公立保育所整備、子育てゆとり創造センター、高砂児童学園運営管理等、人権推進課では人権推進事業、隣保館運営管理等と幅広い事業を実施している。

今後においても、各種事業の推進について、なお一層の努力を期待するものである。

なお、細部については、その都度指摘したところであるが、今後検討を加えられたい点も若干見受けられたので、以下、これについて述べる。

### (1) 予算執行状況について

平成17年11月30日現在の歳入歳出予算執行状況等について、資料により審査し、執行率の低いもの及び流・充用したものを中心に担当者より説明を聴取した結果、おおむね適正に執行されていた。

### (2) 現金取扱事務について

前渡資金の取扱いについて審査した結果、おおむね適正に処理されているが、一部精算時期の遅れたものが見受けられたので、適正な執行を徹底されたい。

(3) 財産管理事務について

管理財産は、行政財産である所管の施設等の建物及び土地について、資料の提出を求め、平成 17 年度における増減の有無等を主に審査した結果、良好に管理されていた。管理備品は、備品管理簿に基づき、平成 17 年度に取得及び廃棄したものを主に審査した結果、おおむね適正に処理されていた。

(4) 契約事務について

主に委託事業について、執行状況に関する資料及び契約関係書類により審査し、その一部を抽出して、契約方法、業務内容等について担当者より説明を聴取した。随意契約の見積徴取等の手続きにおいて一部不適正なものが見受けられたので、厳正な事務執行を徹底されたい。なお、継続性のある年間契約については、年度当初に契約できるよう計画的な事務処理を図られたい。

(5) その他

時間外時間数及び年次有給休暇取得状況について、資料に基づき説明を聴取したところ、一部恒常的な時間外勤務が認められた。職員の健康面、事務執行の効率化に十分配慮し、時間外の縮減に努力されるよう要望する。